

【兒童厚生施設等整備費関係】

[児童厚生施設等整備費関係]

(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について

平成19年度における児童館、児童センター及び放課後児童クラブに係る国庫補助協議及び整備方針等については、平成19年3月14日付け雇児育発第0314003号育成環境課長通知（100頁参照）を先般発出したところであり、本整備方針等を踏まえ、管内市町村等と十分調整を図ったうえ、積極的な対応を図るようよろしくお願いしたい。

特に、「放課後子どもプラン」が小学校内での実施を基本としていることから、放課後児童クラブの新たな整備を行う場合、余裕教室がない又はあっても他に転用されていて活用できない地域では、校庭等の敷地内に整備を図ることが必要と考えられる。この場合、本整備費の優先採択事項とするので、積極的に活用し、必要な小学校区への設置促進に努めていただきたい。

また、放課後児童クラブの運営面での向上を図るため、71人以上の大規模クラブについては、本整備費において、来年度協議から対象外とすることとしているので、協議に当たっては十分留意されたい。なお、1クラブ当たり71人以上の大規模クラブの設置計画がある都道府県等におかれては、1クラブ当たり70人以下になるよう分割して、2クラブ分又は3クラブ分などとして協議されるよう調整を図られたい。

なお、分割等に関する取扱いについては、「放課後子どもプラン」疑義回答（別冊）を参照いただきたい。

(2) 中核市への大都市特例の適用について

児童厚生施設等整備費については、平成19年度から、地域の実情に応じた事業実施を可能とするため、中核市を指定都市と同様の取扱いとする制度見直し（中核市への大都市特例の適用）を行うこととしているので、中核市におかれては、事前協議や交付申請等の手続において、国に直接、書類等提出いただくことになるので、対応方よろしくお願いしたい。

なお、総務省には、当該事業における地方交付税の補助うら分の付け替え（道府県分→市町村分）を要望しているところであるので、念のため申し添える。

各 都道府県
指 定 都 市
中 核 市 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

平成19年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について

標記については、「児童厚生施設整備費の国庫補助について」（昭和61年5月15日厚生省発児第107号厚生事務次官通知）により行っているところであるが、平成19年度整備事業の協議に当たっては、下記の事項に留意の上、別紙様式の整備計画協議書を提出されたい。

記

1. 平成19年度改正内容について

- (1) 国庫補助基準単価について、公共工事コスト縮減の実績や建設単価の動向等を総合的に勘案し、対前年度1.7%減の単価改定を行うこととし、改定後の国庫補助基準単価は、別紙のとおりであること。
なお、平成19年度においても、前年度からの継続事業にかかる補助基準単価については、前年度の国庫補助基準単価を適用して差し支えないので留意されたい。
- (2) 地域の実情に応じた事業実施を可能とするため、中核市に大都市特例を適用し、指定都市と同様の取扱いとすること。
- (3) 『「放課後子どもプラン」の推進について』（平成19年3月14日18文科生第531号・雇児発第0314003号）を踏まえ、放課後児童クラブ室の整備方針の見直しを行うこと。

2. 19年度基本的整備方針について

(1) 小型児童館、児童センターの基本的整備方針

限られた財源を効率的かつ有効な活用や地域における児童館等の役割を十分考慮する等の観点から、次のような整備を優先的に採択するものとする。

- ① 未設置市町村における創設整備や都道府県、市町村が計画的に行う創設整備
- ② 他の社会福祉施設等との合築等の複合的整備
- ③ 施設の耐震化を促進する等、利用者等の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を重視した老朽施設の改築、大規模修繕等の整備
- ④ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備
- ⑤ 木材利用の積極的活用を図るもの
- ⑥ 開館日及び開館時間帯が、乳幼児、年長児童等を含む利用者の需要に応じ、適切かつ柔軟に設定されていること。
- ⑦ 地域の子育て支援に資するため、親と子の交流スペースや相談室を設置し、子育て家庭支援体制の充実を図ること。
- ⑧ 放課後児童健全育成事業を実施するための放課後児童クラブ室を設置すること。
- ⑨ 児童の健全育成に寄与することを目的とした地域組織（母親クラブ等）による活動を積極的に実施すること。
- ⑩ 中・高校生等の受入れの積極的な推進を図るため、年長児童用設備整備の促進及び中・高校生等の活動のための創作活動室の設置を図ること。
- ⑪ 異年齢児交流など地域との交流に資するためのスペースの確保を図ること。

(2) 放課後児童クラブ室（単独設置分）の基本的整備方針

限られた財源を効率的かつ有効な活用や放課後児童クラブの役割を十分考慮する等の観点から、次のような整備を優先的に採択するものとする。

- ① 「放課後子どもプラン」に基づき、未設置市町村における整備や都道府県、市町村が計画的に行う創設整備
- ② 小学校の敷地（校庭等）内に整備を図るもの
- ③ 他の社会福祉施設等（児童厚生施設を除く）との合築等の複合的整備
- ④ 木材利用の積極的活用を図るもの
- ⑤ 学校の長期休暇等や開設時間を考慮して、適切な開所が設定されている施設
- ⑥ 障害児の受け入れを積極的に行う施設
- ⑦ 近隣の児童館等との連携を図るなど、工夫を行う施設

なお、1クラブ当たりの児童数が71人以上となる施設については、国庫補助の対象外とするので、当該施設を既に計画している場合には、2クラブ分又は3クラブ分（1クラブ当たりの児童数が70人以下）などとして協議されたい。

3. 大規模修繕について

大規模修繕を行う際の対象事業、補助基準等については、「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」（平成6年6月23日児発第608号厚生省児童家庭局長通知）によるものであるが、耐震化のための補強工事を行う場合も補助対象となるものであること。

4. 整備計画協議書について

整備計画協議書については、別紙様式1～8のとおりとする。

なお、様式8については、平成19年度国庫補助協議の有無に関わらず、提出をお願いします。

5. 協議対象施設の選定について

2の基本的整備方針、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）」、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）」等を踏まえ、協議対象施設を選定されたい。

① 選定基準

次の基準に照らして十分な審査を行った上で、協議対象施設を選定されたい。

ア 実態把握に基づく施設整備計画

施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ施設整備の目的、計画等が具体的であること。

イ 関係市町村との調整

都道府県においては、市町村長の意見を聴取するなど関係市町村との調整が十分行われていること。

なお、新たに施設を創設する整備については、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること。

ウ 用地確保状況の把握

契約書等の権利関係を示す客観的資料により建設用地の確保が確実であること。

エ 社会福祉法人の適格性

社会福祉法人が設置する施設においては、社会福祉法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること。

オ 民間補助金との調整

協議施設が民間補助金の申請と重複しないこと。

② 選定手続き

ア 審査及び公表

(ア) 国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性について、施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定すること。

(イ) 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において公表すること。

公表は、設置主体（市町村又は社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について行うこと。

なお、法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は設立準備委員会の名称とし、役員就任予定者も公表すること。

また、設置主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の名称も公表すること。

イ 社会福祉法人の審査

(ア) 法人審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の部局を加えた内部牽制機能を確保した合議制により、審査を行うこと。

(イ) 法人の設立認可を伴うものについては、施設整備の必要性とは別の観点に立って、健全で安定した法人運営が確保されるものであるか否か厳格な審査を行うこと。

特に、同一人物が複数の法人を設立する場合等の審査については、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等十分な審査を行うこと。

(ウ) 既設法人については、当該法人の指導監督を担当する部局（他の都道府県市に係るものを含む。）に対し、従前の監査結果、それに基づく意見等を求めるなど、当該施設を設置する適格性について、法人の設立と同様、厳格な審査を行うこと。

ウ 並行審査

社会福祉法人の設立を伴う国庫補助協議については、各都道府県市が行う法人審査及び独立行政法人福祉医療機構が行う融資審査と並行して審査を行うこととしている。

このため、各都道府県市が行う法人審査において問題が認められた場合又は独立行政法人福祉医療機構の融資審査段階で担保・保証人、償還財源等について問題が認められた場合は、内示を行わないこととしているので十分留意されたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構融資の取り扱いについては、別途、通知することとしている。

6 その他の留意事項

- (1) 社会福祉法人からの不誠実な申請等により施設整備費補助金を過大に受給するという事件が発生していることに鑑み、法人役員の構成、資金計画等が適正であるか、建設費等が過大に積算されていないか等についての、厳密な審査を行われたいこと。
- (2) 国庫補助協議施設の整備計画が2か年にわたる事業の場合は全体計画と当該年度計画について、また、他の施設と合築を行う場合は全体計画と当該整備計画について協議されたい。
- (3) 整備計画協議書の内容についての変更は、特段の事情がない場合、認めないので、十分精査の上、協議されたい。

7. 協議書の提出等について

別紙様式による整備計画協議書の提出については、平成19年3月19日(月) **必着**とし、ヒアリングについては引き続き行わない予定である。

なお、都道府県、指定都市及び中核市において、特に当方に対してのヒアリングが必要と思われる事業がある場合は、下記に連絡の上、別途、日程調整を行われたい。

連絡先

雇用均等・児童家庭局

育成環境課 予算係 竹中、中西

TEL 03-5253-1111 (内7907)

FAX 03-3595-2672

(別紙)

平成19年度 児童厚生施設等整備補助基準額等

〈創設・改築施設整備国庫補助基準単価〉

種 別		基準額	
小型児童館	クラブ室設置	33,093 千円	
	クラブ室未設置	29,112 千円	
都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等 (163.2㎡以上)		21,833 千円	
児童センター	クラブ室設置	48,847 千円	
	クラブ室未設置	44,866 千円	
大型児童センター	クラブ室設置	66,497 千円	
	クラブ室未設置	62,516 千円	
大型児童館A型	1㎡当たり	356,800 円	
大型児童館B型		535,414 千円	
初度設備相当加算	児童館・児童センター	初度設備相当加算	2,469 千円
		年長児童用加算	1,993 千円
	大型児童センター		4,462 千円
	大型児童館		100,389 千円
年長児童用加算		4,462 千円	
移動型児童館用車両整備加算(大型児童館)		3,682 千円	

〈拡張施設整備国庫補助基準単価〉

拡張単価	1㎡当たり	124,900 円
------	-------	-----------

〈放課後児童クラブ室(単独設置分)創設施設整備国庫補助基準単価〉

放課後児童クラブ室(単独設置分)	12,500 千円
------------------	-----------

児童厚生施設等整備費協議総括表

都道府県（市）名 _____

（単位：千円）

施設種別	市町村名等	施設整備		備考
		整備区分	協議額	
小型児童館				
	小計	か所		
児童センター				
	小計	か所		
児童大型センター				
児童館大型				
放課後児童クラブ （単独設置分）				
	小計	か所		
合計		か所		

※備考欄に次の事項について表示する困難と認められる小型児童館を整備する場合には、「小」
 (1) 都市部で児童館用地の取得が困難な場合は、「小」
 (2) 児童館用地の取得が困難な場合は、「小」
 (3) 児童館用地の取得が困難な場合は、「小」
 (4) 児童館用地の取得が困難な場合は、「小」

とを合築活用促進改築促進制度に関する協議書の写しを添付されたい。